

警務甲達第15号
平成31年4月18日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察本部採用時教養リエゾン会議規程の制定について

みだしのことについては、別添のとおり制定したので、適切に対応されたい。

別添

福井県警察本部採用時教養リエゾン会議規程

第1 設置

福井県警察の採用時教養等に関するもののうち、警察学校及び関係各課が協議し、又は調整を要する事項を審議するとともに、必要な情報共有を図るため、福井県警察本部に採用時教養リエゾン会議（以下「会議」という。）を置く。

第2 組織

- 1 会議は、本部の警務課長（以下「警務課長」という。）が主宰し、警務課人事担当課長補佐、教養課企画担当課長補佐、厚生課健康管理担当課長補佐、監察課監察第一担当課長補佐及び警察学校指導・厚生担当課長補佐の職にある者をもって構成する。
- 2 警務課長は、1に定める者のほか、必要と認める警察職員を会議に出席させ、又は陪席させることができる。その際、福井県警察における女性活躍アシストプランに基づく女性職員の参加に考慮すること。
- 3 警務課長が事故又はやむを得ない事情により会議を欠席するときは、警務課長が指名した者が代行できるものとする。

第3 会議

- 1 会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、警務課長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
- 2 会議の進行は、警察学校指導・厚生担当課長補佐が行う。

第4 庶務

会議の庶務は、本部の警務課において行う。

第5 その他

この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。